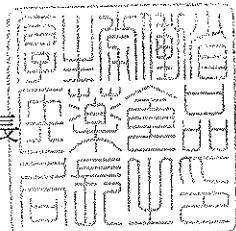


薬食発第 0710005 号  
平成 20 年 7 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

薬事法施行規則の一部を改正する省令（以下「一部改正省令」という。）及び薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（以下「指定告示」という。）については、本日、それぞれ、平成 20 年厚生労働省令第 128 号及び厚生労働省告示第 374 号をもって公布されたところであるが、その改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係業者への周知方よろしく取り計らい願いたい。

#### 記

#### 第 1 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 43 条においては、厚生労働大臣の指定する医薬品及び医療機器は、厚生労働大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売、授与等をしてはならないものとされている。

しかしながら、近年、新型インフルエンザの世界的な流行（パンデミック）の発生による大きな健康被害と共に伴う社会的影響等が懸念されており、仮に流行した場合には、新型インフルエンザワクチンを迅速かつ大量に供給する必要が生じる可能性がある。

そのため、今般、新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザの発生が確認され、直ちに製造を行う必要が生じた場合に限り、薬事法第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、販売、授与等を行うことができることとするため、薬事法施行規則の改正等を行ったものである。

## 第2 改正の内容

- (1) 一部改正省令において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であって厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、薬事法第43条の規定にかかわらず、当該医薬品等の販売、授与等ができることとしたこと。
- (2) 指定告示において、厚生労働大臣が指定する医薬品として沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）を指定したこと。  
また、厚生労働大臣が定める場合を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合としたこと。  
具体的には、新型インフルエンザ対策行動計画（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）に規定するフェーズ4A以降に、新型インフルエンザ専門家会議の議論を経て、直ちに、国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請した場合を想定していること。

## 第3 施行期日

一部改正省令及び指定告示は本日（平成20年7月10日）から施行すること。



編集・印刷  
独立行政法人國立印刷局

- 

官  
事  
項  
公  
告

適格機関投資家に関する公告、押収

裁判所 物還付、第三者所有物の没収關係

相続、公示催告、失踪、破産、免責  
特別清算、会社更生、再生関係

— 1 —

省令

○厚生労働省令第三百二十八号  
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四  
十一条第一項ただし書及び第一項ただし書の規定  
に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令  
を次のように定める。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣 増田 寛也

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則(昭和二十六年厚生省令第一号)

第一部を次のように改正する。

第二百三十三条に次の二項を加える。

3 前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な  
影響を与えるおそれがある感染性の疾患のまん  
延その他の健康被害の拡大を防止するため使用  
される医薬品又は医療機器であつて厚生労働大  
臣が指定するものについては、緊急に使用され  
る必要があるため、法第四十三条第一項又は第  
二項の規定による検定を受けることまがない場  
合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法  
第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定に  
かかわらず、販売し、授与し、又は販売若しく  
は授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること  
ができる。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

附 告

○総務省告示第三百八十五号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条  
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため  
に集められた調査票の使用を承認したので、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 法人企業統計

調査票の使用目的 財務省が「取引相場のない株  
式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設に際  
し、資産管理会社の定義を検討するため、平成  
十六年度から平成十八年度までの各年度分の法

人企業統計調査年次別調査票(いずれも磁気  
テープに転写分)から所要の事項を転写し、集  
計する。

○総務省告示第三百八十六号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条  
の規定に基づき、指定統計を作成するため、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 長崎県人事委員会が、同県職  
員の給与制度を検討する基礎資料として府内地  
域別の民間賃金の実態を把握するため、同府に  
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の  
賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票  
に集められた調査票の使用を承認したので、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

○総務省告示第三百八十八号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条  
の規定に基づき、指定統計を作成するため、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 長崎県人事委員会が、同県職  
員の給与制度を検討する基礎資料として府内地  
域別の民間賃金の実態を把握するため、同府に  
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の  
賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票  
に集められた調査票の使用を承認したので、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

○総務省告示第三百八十九号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条  
の規定に基づき、指定統計を作成するため、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計

調査票の使用目的 千葉県人事委員会が、同県職  
員の給与制度を検討する基礎資料として府内地  
域別の民間賃金の実態を把握するため、同県に  
係る平成十九年の賃金構造基本統計調査の事業  
所票及び個人票(いずれも電磁的記録媒体に転  
写分)から所要の事項を転写し、集計する。

別表	
札幌市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、 山形市、福島市、水戸市、宇都宮市、秋田市、 市さいたま市、千葉市、横浜市、宇都宮市、前橋 市、富岡市、新潟市、甲府市、長野市、市、 岐阜市、静岡市、名古屋市、神戸市、奈良市、大津市、 京都府、大阪市、松江市、岡山市、広島市、和歌山 市、島根市、徳島市、高松市、市、市、市、市、 鹿児島市、佐賀市、熊本市、大分市、市、市、 那覇市	那覇市
柏原里美 昭和39年11月3日生 朴誠三 昭和32年7月15日生 金初美 昭和36年2月21日生 朴麻子 昭和59年8月7日生 朴加奈 昭和62年3月19日生 朴由季 平成4年1月24日生	李早苗 昭和54年12月24日生
門広民 昭和45年8月13日生 戴謹 昭和57年3月10日生 柳野里美 昭和63年7月12日生 朴愛理 平成3年6月22日生	住所 兵庫県姫路市飾磨区加茂29番地3 住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎2丁目229番地1 住所 神戸市垂水区神陵台1丁目1番14-585号
9日生	9日生

指定統計の名称 賃金構造基本統計  
調査票の使用者の範囲 厚生労働省大臣官房統計  
情報部企画課電子計算機室登録データ係の職員  
及び千葉県人事委員会事務局給与課給与班の職  
員の給与制度を検討する基礎資料として府内地  
域別の民間賃金の実態を把握するため、同府に  
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の  
賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票  
に集められた調査票の使用を承認したので、統計  
法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条  
の規定に基づき、次のように告示する。

○法務省告示第三百一十九号  
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ  
れを許可する。

平成二十年七月十日

法務大臣 鳩山 邦夫

住所 山梨県甲府市上石田3丁目12番9号

住所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森1246番地

住所 陈政琪 昭和40年1月13日生

住所 東京都葛飾区高砂2丁目30番23号

住所 李智惠 昭和53年9月19日生

住所 滋賀県草津市野村5丁目12番10号

住所 崔成一 昭和47年7月1日生

住所 金京愛 昭和49年9月12日生

住所 札幌市中央区南十条西13丁目3番1-802  
号

住所 安有希 昭和58年5月1日生

住所 川崎市川崎区追分町15番11-202号

住所 鄭美里 昭和53年9月29日生

住所 兵庫県宝塚市宝松苑13番56-305号

住所 朴泰三 昭和32年7月15日生

住所 金初美 昭和36年2月21日生

住所 朴麻子 昭和59年8月7日生

住所 朴加奈 昭和62年3月19日生

住所 李早苗 昭和54年12月24日生

住所 朴文植 昭和37年5月7日生

住所 柳野里美 昭和39年11月3日生

住所 朴誠三 昭和63年7月12日生

住所 朴愛理 平成3年6月22日生

住所 神戸市垂水区神陵台1丁目1番14-585号

住所 黄奎成 昭和25年6月15日生

住所 クリストチャン・エース・ラマン 平成8年2月  
写分

